

健康増進等に関する包括連携協定書

令和7年8月21日

東 近 江 市

大塚製薬株式会社

東近江市と大塚製薬株式会社との健康増進等に関する包括連携協定書

東近江市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（京滋北陸支店取扱い。以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、市民の健康増進及び市民サービスの向上に資するため、次のとおり包括的な連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して、双方の持つ知識や資源等を有効に活用し、協働による活動を推進することにより、市民サービスの向上と市民の健康づくりに資することを目的とする

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 健康増進、健康寿命の延伸及び食育に関すること
- (2) 熱中症予防に関する取組の推進に関すること
- (3) 災害時における支援並びに市総合防災訓練及び防災・減災に資する事業への物資の提供に関すること
- (4) その他本協定の目的を達成するため、甲及び乙が必要があると認めた事業に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて意見交換を行うものとし、具体的な連携内容等については、甲乙合意の上、決定する。

（責任）

第3条 甲又は乙は、故意又は過失がある場合を除き、本協定に基づく連携により相手方に生じた如何なる損害の責任を負わないものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請に基づき物資等の支援を実施した場合は、当該支援の実施に要した費用の負担について、甲及び乙が協議して決定する。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携、協力の実施に当たり相手方より取得した情報を、相手方の事前の承諾なしに本協定に基づく連携、協力の実施以外の目的に使用してはならず、かつ、第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。

（協定内容の変更）

第6条 甲及び乙は、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときには、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定書の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し入れがないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月21日

甲 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
東近江市

市長 小 椋 正 清

乙 京都府京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町310
太陽生命京都ビル5F
大塚製薬株式会社京滋北陸支店

支店長 上 杉 真 介